

三原市週休 2 日適用工事等実施要領 Q&A

目 次

Q1	なぜ週休 2 日適用工事が必要なのか？（共通）	．．．．． P. 5
Q2	週休 2 日適用工事とは、行政機関の休日と同様か？（共通）	．．． P. 5
Q3	月単位の週休 2 日とは、どういうことか？（土木・農林）	．．． P. 5
Q4	対象期間とは、どういうことか？（共通）	．．．．． P. 5
Q5	現場閉所とは、どういうことか？（共通）	．．．．． P. 5
Q6	月単位とは、どういうことか？（土木・農林）	．．．．． P. 5
Q7	通期の週休 2 日とは、どういうことか？（土木・農林）	．．．． P. 5
Q8	対象工事は、全ての建設工事なのか？（共通）	．．．．． P. 5
Q9	週休 2 日適用地域維持業務とは、どういうことか？（土木・農林）	P. 6
Q10	発注者指定型とは、どういうことか？（共通）	．．．．． P. 6
Q11	当初から、通期の週休 2 日で工事を進めて良いか？（土木・農林）	P. 6
Q12	月単位の週休 2 日工事が守れない場合はどうなるのか？（土木・農林）	．．．．． P. 6
Q13	祝日に休工した場合、週休日にカウントして良いか？（共通）	・ P. 6
Q14	午後のみ休工、又は午前のみ休工とした場合、0.5 日閉所として取り扱われますか？（共通）	．．．．． P. 6

- Q15 夜間作業における現場閉所の取扱いはどうになりますか？仮に、金曜日 22:00 から土曜日 06:00 までの施工し、次に日曜日 22:00 から月曜日 06:00 まで施工した場合、1 日閉所として取り扱われますか？（共通） P. 6
- Q16 発注者指定型において週休 2 日適用工事が守れない場合はどうなるのか？（共通） P. 6
- Q17 達成できない場合罰則規定はあるのか？（共通） P. 7
- Q18 いつからの週休 2 日適用工事が実施されるのか？（共通） . . P. 7
- Q19 令和 7 年 1 月 6 日までに公告があった工事については、どのような扱いになるのか。（共通） P. 7
- Q20 令和 6 年 4 月 1 日施行の三原市週休 2 日工事実施要領の扱いはどのようなになるのか。（共通） P. 7
- Q21 週休 2 日適用工事である旨を看板等に記載し、工事現場に設置するものとしていますが、具体的な仕様はありますか。（共通） P. 7
- Q22 週休 2 日適用工事等の対象工事はどのようにしてわかるのか？（共通） P. 7
- Q23 週休 2 日適用工事実施状況をどのように確認するのか？（共通）・ P. 7
- Q24 4 週 8 休以上の現場閉所を実施した際の評価は行わないのか？（共通） P. 7
- Q25 当該現場の閉所日に、作業員が他の工事現場で働くことは良いか？（共通） P. 7
- Q26 準備・後片付け期間とは、具体的にどういった期間か？（共通）・ P. 8
- Q27 週休 2 日適用工事で発注されていない工事で、4 週 8 休を達成した場合経費の補正を行わないのか？（共通） P. 8

- Q28 対象外工事について、現場状況や施工対象期間の制約が厳しい工事とは、
具体的にはどういうことか？（共通） P. 8
- Q29 工事に変更（増工）する場合はどのような扱いになるのか？（共通）
. P. 8
- Q30 令和6年4月からの労働時間の上限規制が適用とは、具体的にどのような
ことか？（共通） P. 8
- Q31 工事用道路を他工事と共用している場合に、交通誘導警備員のみが現場に
出ている場合は、現場閉所となるのか？（共通） P. 8
- Q32 一つの工事現場において、複数の工事が受注されている場合全て同じ休日
としなければならないのか？（共通） P. 8
- Q33 現場代理人や主任技術者等が会社で内業を行うことや、兼務が認められて
いる他の現場に従事することは認められるか？（共通） P. 9
- Q34 工事着手時に監督員と週休2日の日を確認しますが、急に雨天等で休日と
したい場合（施工予定日を休日に変更）、あるいは、事前に共有している休
日を施工日に変更することは、可能ですか？（共通） P. 9
- Q35 年末、年始及びお盆休暇や5月の大型連休の前後に、集中して現場閉所を
実施した場合は、現場閉所日数として扱われますか？仮に年末年始8日間と
夏季休暇5日間とした場合、どちらも2日は現場閉所として取り扱われます
か？（共通） P. 9
- Q36 計画当初、土日閉所で4週8休を行っていたが工事終盤に降雨、降雪、強
風により作業不可能日が続いた場合、工期の延長は認められるので
すか？（共通） P. 9
- Q37 現場完了日は、誰が何をもって判断するのですか？（共通） . . P. 9
- Q38 対象期間中に、週休2日適用工事から週休2日交替制適用工事への変更は
可能ですか？（共通） P. 9

- Q39 現場事務所を設置しない工事でも週休2日工事の対象となるのでしょうか？（共通）・・・・・・・・P. 10
- Q40 交替制による休日確保の対象者はどのように考えれば良いか？（共通）・・・・・・・・P. 10
- Q41 交替制工事において、現場代理人は工事現場に常駐すること（契約約款第10条第2項）と定められており、休日取得ができないのではないのでしょうか？（現場代理人は交替できないのではないのでしょうか？）（共通）・・・・・・・・P. 10
- Q42 休日に現場見学会や社会貢献活動等を実施する場合は現場閉所扱いとなるのでしょうか？（共通）・・・・・・・・P. 10
- Q43 すでに会社が週休2日の勤務状況であるため、休日の取得状況確認資料は不要で、現場閉所計画表を（実績を含む）提出するだけで良いか？（共通）・・・・・・・・P. 10
- Q44 閉所日には、会社（本社・営業所等）や他の現場も全て休む必要がありますか？（共通）・・・・・・・・P. 10
- Q45 大雪のため作業員による現場の除雪作業のみを行い、本体工事を行っていない場合は 閉所扱いとなりますか？（共通）・・・・・・・・P. 11

Q1 なぜ週休2日適用工事が必要なのか？（共通）

A 令和6年4月1日から建設業についても、労働時間の上限規制が適用されることにともない、国から適正な工期設定による工事発注が求められているからです。

Q2 週休2日適用工事とは、行政機関の休日と同様か？（共通）

A 行政機関の休日と同様ではありません。
週休2日適用工事とは、4週8休（対象期間の28分の8の日数 28.5%）以上の現場閉所を行ったと認められる工事のことです。

Q3 月単位の週休2日とは、どういうことか？（土木・農林）

A 対象期間において、全ての月単位で4週8休（現場閉所日数の割合が8日／28日の状態をいう。）以上の現場閉所を行ったと認められる状態のことです。

Q4 対象期間とは、どういうことか？（共通）

A 対象期間とは、工事着手する日（準備期間を含まない）から工事完了日（後片付けは含まない）までのことです。

Q5 現場閉所とは、どういうことか？（共通）

A 現場閉所とは、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め、1日を通じて現場や現場事務所が閉所された状態のことです。

Q6 月単位とは、どういうことか？（土木・農林）

A 工事着手日から起算して、4週間（28日）ごとに分けた期間のことです。

Q7 通期の週休2日とは、どういうことか？（土木・農林）

A 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態のことです。

Q8 対象工事は、全ての建設工事なのか？（共通）

A 対象工事は、原則として、市が発注する全ての建設工事です。ただし、現場状況や施工期間の制約が厳しい工事等を対象外とすることがあります。

Q9 週休2日適用地域維持業務とは、どういうことか？（土木・農林）

A 河川・道路パトロール等の業務のことです。

Q10 発注者指定型とは、どういうことか？（共通）

A 発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式です。

Q11 当初から、通期の週休2日で工事を進めて良いか？（土木・農林）

A 原則、月単位の週休2日で工事を進めるようにして下さい。

Q12 月単位の週休2日工事が守れない場合はどうなるのか？（土木・農林）

A 月単位の取組を達成できなかった場合は、通期の取組を認めます。

Q13 祝日に休工した場合、週休日にカウントして良いか？（共通）

A 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態であり、土・日・祝日を問わず現場閉所日としてカウントして問題ありません。

Q14 午後のみ休工、又は午前のみ休工とした場合、0.5日閉所として取り扱われますか？（共通）

A 原則、1日単位で実施の可否を確認するものであり、0.5日閉所は取り扱いません。

Q15 夜間作業における現場閉所の取り扱いはどのようになりますか？仮に、金曜日22:00から土曜日06:00までの施工し、次に日曜日22:00から月曜日06:00まで施工した場合、1日閉所として取り扱われますか？（共通）

A 金曜日22時から土曜日6時の施工は、金曜日（夜間）出勤であり、土曜日出勤とは考えません。日曜日22時から月曜6時についても同様に日曜（夜間）出勤となります。その間に挟まれた土曜日については24時間以上休工を確保しており、現場閉所としての取り扱いとなります。

Q16 発注者指定型において週休2日適用工事が守れない場合はどうなるのか？（共通）

A 現場閉所実績に応じて補正係数を減じた変更契約を行います。

Q17 達成できない場合罰則規定はあるのか？（共通）

A 罰則規定はありません。

Q18 いつからの週休2日適用工事が実施されるのか？（共通）

A 令和7年1月6日以降の公告案件から適用します。

Q19 令和7年1月6日までに公告があった工事については、どのような扱いになるのか。（共通）

A 従前の実施要領により取扱います。

Q20 令和6年4月1日施行の三原市週休2日工事実施要領の扱いはどのようなになるのか。（共通）

A 廃止します。

Q21 週休2日適用工事である旨を看板等に記載し、工事現場に設置するものですが、具体的な仕様はありますか。（共通）

A 看板設置等に必要な費用については、工事担当課にて設計書に計上しているため、仕様等は発注担当課と協議の上決定して下さい。

Q22 週休2日適用工事等の対象工事はどのようにしてわかるのか？（共通）

A 対象工事は、原則市が発注する全ての建設工事としますが、特記仕様書に週休2日適用工事等である旨を明示しています。

Q23 週休2日適用工事実施状況をどのように確認するのか？（共通）

A 受注者は、計画表に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる工事日誌や出勤簿とともに、毎月7日までに監督員に提出し、その書類より確認します。ただし、あくまでも最終の実施状況の確認は、工事期間単位となります。

Q24 4週8休以上の現場閉所を実施した際の評価は行わないのか？（共通）

A 4週8休以上の現場閉所を実施した場合は、工事成績評定表の「工程管理」及び「創意工夫」で評価します。

Q25 当該現場の閉所日に、作業員が他の工事現場で働くことは良いか？（共通）

A 閉所日に他の現場に従事することについては制限しませんが、この制度の内容をご理解いただき4週8休にご協力ください。

Q26 準備・後片付け期間とは、具体的にどういった期間か？（共通）

A 受注者が先立って行う、労務・資材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等を「準備期間」とし、施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等を「後片付け期間」としています。

※立会検査を伴う丁張・やり方設置作業は準備期間とは考えず、本作業として認める。（受注者が先立って行うものではないため）

Q27 週休2日適用工事で発注されていない工事で、4週8休を達成した場合経費の補正を行わないのか？（共通）

A 発注時に指定されていない工事については、4週8休を達成した場合でも経費の補正は行いません。

Q28 対象外工事について、現場状況や施工対象期間の制約が厳しい工事とは、具体的にはどういうことか？（共通）

A 地元調整や関係機関協議等により、休日に作業を行い早期に完成させる必要がある工事のことです。

Q29 工事の変更（増工）する場合はどのような扱いになるのか？（共通）

A 発注者の責による設計図書の変更（増工）を行った場合は、発注者にて週休2日が確保できる工期となるよう工期延期します。

Q30 令和6年4月からの労働時間の上限規制が適用とは、具体的にどのようなことか？（共通）

A 時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができないようになります。

Q31 工事用道路を他工事と共用している場合に、交通誘導警備員のみが現場に出ている場合は、現場閉所となるのか？（共通）

A 交通誘導警備員のみが規制作業を行っている場合は、現場閉所とみなします。

Q32 一つの工事現場において、複数の工事が受注されている場合全て同じ休日としなければならないのか？（共通）

A 契約単位で判断するため、全て同じ休日とする必要はありません。

Q33 現場代理人や主任技術者等が会社等で内業を行うことや、兼務が認められている他の現場に従事することは認められるか？（共通）

A 制限しません。

Q34 工事着手時に監督員と週休2日の日を確認しますが、急に雨天等で休日としたい場合（施工予定日を休日に変更）、あるいは、事前に共有している休日を施工日に変更することは、可能ですか？（共通）

A 降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとし、現場閉所日の変更については、受発注者間で工程共有することで、その都度変更が可能となります。

Q35 年末、年始及びお盆休暇や5月の大型連休の前後に、集中して現場閉所を実施した場合は、現場閉所日数として扱われますか？仮に年末年始8日間と夏季休暇5日間とした場合、どちらも2日は現場閉所として取り扱われますか？（共通）

A 対象期間には、年末年始6日間と夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は等は含まないこととしています。今回のように、この前後に現場閉所した場合は、対象期間に該当するため現場閉所として取り扱います。

Q36 計画当初、土日閉所で4週8休を行っていたが工事終盤に降雨、降雪、強風により作業不可能日が続いた場合、工期の延長は認められるのですか？（共通）

A 通常想定される気象条件による不稼働日は雨休率として工期に含まれるため、工期の延長は認められません。工事一時中止に係わる事象が発生した場合は、中止することで工期延長可能です。

Q37 現場完了日は、誰が何をもって判断するのですか？（共通）

A 工事施工範囲内ですべての作業が完了した日を、受発注者間で確認することとしています。

Q38 対象期間中に、週休2日適用工事から週休2日適用交替制工事への変更は可能ですか？（共通）

A 受発注者間で変更への協議が必要です。発注者承諾後、変更は可能です。ただし、週休2日適用工事期間中での達成率及び週休2日交替制工事での休日率が確認できる資料を発注者に資料を提出してください。

Q39 現場事務所を設置しない工事でも週休2日適用工事の対象となるのでしょうか？（共通）

A 現場事務所の設置の有無は関係ありません。

Q40 交替制による休日確保の対象者はどのように考えれば良いか？（共通）

A 施工体制台帳上の元請け・下請けの全ての技術者・技術労働者を対象にしています。建設業法で記載を不要としている建設工事の請負契約に該当しない下請負人（測量業者、資材業者、警備業者、運搬業者等）については対象外となります。

Q41 交替制工事において、現場代理人は工事現場に常駐すること（契約約款第10条第2項）と定められており、休日取得ができないのではないのでしょうか？（現場代理人は交替できないのではないのでしょうか。）（共通）

A 契約約款第10条第3項にて「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」としていますので、必ずしも常駐しなければいけないというものではありません。

Q42 休日に現場見学会や社会貢献活動等を実施する場合は現場閉所扱いとなるのでしょうか？（共通）

A 現場見学会や社会貢献活動等の実施のみを行う場合については現場閉所扱いとなります。

Q43 すでに会社が週休2日の勤務状況であるため、休日の取得状況確認資料は不要で、現場閉所計画表を（実績を含む）提出するだけで良いか？（共通）

A 発注者として週休2日の実施状況を確認する必要があるため、休日の取得状況を客観的に確認できる工事日誌や出勤簿等の資料が必要となります。

Q44 閉所日には、会社（本社・営業所等）や他の現場も全て休む必要
がありますか？（共通）

A 週休2日適用工事における「現場閉所」については契約単位で判断するため、会社や他の現場が稼働していても、当該現場について作業が休止されていれば閉所とします。

Q45 大雪のため作業員による現場の除雪作業のみを行い、本体工事を行っていない場合は 閉所扱いとなりますか？（共通）

A 監督職員と協議の上「なお、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業」として判断されれば閉所扱いとします。